いまかね町政だより

發行所　印刷所　編輯人　發行人　今金町小林印刷所　今金町藤西印刷部　今金町總務課　役場庶務係　由藏

"將來は完全な國家補償に"

戰傷者　戰歿者　遺家族

援護法の實施

昔での不幸な長期戰による戰歿者の遺族及戰傷病者に對する補償は長い間の國民の眞劍な声として強く要望されて來たが漸く戰傷病者、戰歿者、遺族等援護法の制定を見るに至り本法は四月一日より適用されることになりましたのでその概要をお知らせいたします。

この法律の目的

この法律は軍人軍屬の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に關し國家補償の精神に基き軍人軍屬であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする。

★軍人

イ、軍人とはもとの陸軍又は海軍の現役予備役又は補充兵役にあつた者

ロ、國民兵役にあつた者で召集せられたもの及び志願により國民軍に編入されていた者

★軍屬

イ、軍屬とはもとの陸軍又は海軍より法令又は規程によつて給料又は報酬を受けていた囑託員、雇員及び傭員をいうこと但し死亡の際にそれらの身分を取得したものを除くこと

★援護の種類

一、障害年金の支給
二、更生醫療の給付
三、補裝具等の支給
四、國立保養所への收容
五、遺族年金の支給
六、弔慰金の支給

★障害年金の支給

軍人軍屬であつた者が在職期間内に公務上負傷し又は疾病にかゝり昭和二十七年四月一日において當該負傷又は疾病により恩給法により特別項症から第六項症に定める程度の不具廢疾の狀態にある場合においてはその者にその不具廢疾の程度に應じて障害年金を支給する。

★障害年金の額

不具廢疾の程度	年金額
特別項症	九〇、〇〇〇円
第一項症	六六、〇〇〇
第二項症	五四、〇〇〇
第三項症	四二、〇〇〇
第四項症	三六、〇〇〇
第五項症	三〇、〇〇〇
第六項症	二四、〇〇〇

★遺族年金について

①在職期間内に公務上負傷し又は疾病にかかり在職期間内又は在職期間經過後にこれにより死亡した軍人軍屬又は軍人軍屬の遺族

配偶者　一〇、〇〇〇円
その他　五、〇〇〇円

★遺族年金を受ける遺族の範圍

死亡した者の死亡の當時における配偶者（婚姻の届出をしないが事實上婚姻關係のあつた者を含む以下同じ）子父母孫祖父及び祖母で死亡した者の死亡の當時日本の國籍を有し且つその者によつて生計を維持し又はその者と生計をともにしていたもの。

★遺族年金の支給條件

子については十八才未滿であつて不具廢疾で生活資料を得ることができないこと父及び母については六十才以上であること不具廢疾であつて生活資料を得ることができないこと。

遺族年金の支給は毎年三月、九月の二回（但し本年度に限り一年分を九月）

★遺族年金を受ける權利の消滅

一、死亡したとき。
二、離縁によつて死亡した者と親族關係が終了したとき。
三、配偶者については婚姻（届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情に入つていると認められる場合を含む）

★併給の禁止

二人以上戰死者がある場合でも遺族年金は當該遺族年金を受ける權利を有する者が選ぶ者一名限りである

★弔慰金の支給について

イ、軍人軍屬が昭和十六年十二月八日以後における公務上の傷病により死亡した場合には一時金たる弔慰金を支給する。

一人に付　五〇、〇〇〇円

ロ、國家總動員法に基く令の規定により徵用された者の協力させられた者陸海軍の要請に基いて戰闘に參加した者その身分を有していた期間における公務上の傷病により死亡したときは軍人又はその者と生計をともにしていたもの。

一人に付　三〇、〇〇〇円

★弔慰金を受けるべき遺族の範圍

死亡した者の死亡の當時における配偶者、子、父母孫、祖父母及び兄弟姉妹で死亡した者の死亡の當時日本の國籍を有していた者とする。

父母及び祖父母については死亡した者の死亡當時その者によつて生計を維持し又はその者と生計をともにしていたもの。

配偶者　昭和二十七年三月三十一日以前に遺族以外の者と婚姻又は內緣關係を結んだ場合は除く。

子等になつた場合は除く。

★遺族年金、弔慰金請求について

遺族年金請求書、請求者選定届、遺族年金申立書弔慰金請求書、印鑑証明委任狀

請求書は本人から提出することになつて居りますが詳細について役場厚生係に申立の上提出願います。

請求書用紙は役場にあります。

私たちの町は

私たちの手で

地方自治の確立え！

全國民の長い間の希望であつました平和條約も四月二十八日發効し、日本もこゝに獨立國として新しい發足をしたのであります。こゝにして、その地方公共團体の自主性及び自律性を確保の條約の發効を記念し、また憲法及び地方自治法が出て五周年にもあたりますのでこの機會に民主政治の基盤をなす「地方自治」の發展をはかるため、目下「地方自治確立運動」を行つております。

「地方自治」というと、何となくむずかしいことのように考えられますが、一言にして云えば、結局自分たちの住む、地方公共團体（道や市町村）のことは、自分たちで始末するということです。いいかえますと第一に國又は上級の地方公共團体の支配關渉を極力少くして、その地方公共團体の自主性及び自律性を確保すること。第二には、地方行政の運營について、そこの住民のたずさわる範囲をひろげるということ。この二つの目標を實現することにあると考えられます。

この第一のもとになるのは

① 自分の意志を自分で決定して、自分たちの守るべき法規を自分たちで決めること（團体の條例などを住民の代表が集つて決める）＝自治立法權＝

② 自分たちの知事、市町村長、議員等は、自分たちの意志で決めること＝自治組織權＝

③ 自分たちの費用は自分たちで出し、その使い方については自分たちで決めていくこと＝自治財政權＝で、そのことを確實に守つてゆくことが必要なわけです。

第二のもとになるのは、一定の治める權利をもつている道や、市町村に對し、住民が選んでその政治にたずさわり、住民が自分の考えによつて、自己の責任において道や、市町村の政治を行つていくということであります。

こうしたことを、一層確實に實行してゆくということ。

これが「地方自治確立運動」なのです。

※　※　※

種川・花石小學校の増・改築など決定

第十四回臨時議會　七月二十三日

第十四回町議會臨時會は去る七月二十三日午前十時から今金町役場に於て開催され、昭和二十七年度今金町歳入歳出追加更正予算（第二回）その他七件について審議され、それぞれ原案通り決定いたしました。以下その概略をお知らせ致します。

●警察消防費

警察吏員被服費、庁舎修繕料等で九一、五〇〇円追加で現計は三、八九五、六六八円

●消防費

山火出動手当、同炊出諸費及び自動車庫、北檜山消防大會負担金等で一八三、〇〇〇円追加現計三、三三三、九八〇円

●土木費

田代線砂利道補修工事費南岸線、美利河線同で七〇七、二四〇円減、神澤林道新設工事費その他で七、八一五、三六〇円増その他鈴岡橋架替工費、御園橋災害復旧工事費、東花石橋、八鈴橋、及びオチャラッペ第一護岸、同じく第二護岸、オチャラッペ川、目名川、下ハヲロ川の護岸工事費等を含めて八、一六四、〇八〇円の増となり現計で二五、五五九、五二〇円となりました。

●教育費

小学校費で花石小学校電話架設費、金原校ピアノ購入費等一七八、〇〇〇円追加

中学校費で種川中学校校内放送設備費三〇、〇〇〇円追加

高等学校費で農業科實習用肥料購入費その他で一一四、二九二円追加

厚生費で美利河按外十三校及び職員住宅補修費、種川小学校改築費（四二八、七五坪）花石小学校增築費（六一、五坪）花石校職員住宅十五坪、八束、豊田校職員住宅三十坪、今金、八束住宅物置二十四坪、美利河小学校分校新築費六十坪等で二、八七一、〇〇〇円追加で現計二五、六六五、三一七四となりました。

保健衛生費で屠場補修費三〇、〇〇〇円追加

産業經濟費では、開拓農業協同組合連合會出資助成金、中小企業相談所事業費助成その他一九五、〇〇〇円追加

財産費で今金有線放送協會出資金、職員住宅小破修繕費、道路工夫駐在所修繕費等五〇六、八〇〇円追加

統計調査費で農業調査員住民登録調査員手当等四三、〇〇〇円追加

諸支出金で自轉車鑑札調製費四〇、〇〇〇円追加

で総追加額一四、一二七、二〇七円で現計予算は九二、一六〇、七二五円となりました。

これが歳入には町税一四、二二〇円、國庫支出金四、五〇二、九〇〇円道支出金四九、二〇〇円寄附金に五、二〇〇、八八七四雑收入に一〇、〇〇〇円町債に四、三五〇、〇〇〇円を見たのであります。

議案第二號は「今金授産場特別會計の追加予算」であります。事務費五四八、三一七円の追加であります。

三號　開拓財産の貸拂出願について耕地防風林及び土砂汙止林地に使用目的のため、目進、旭台地内の原野二八二町歩余の貸拂出願をすることについて可決。

四號　昭和二十七年度における町職員に對する臨時手当の支給に關する條例設定についてで、政府職員の例にならい、本年に限つて町職員に對し、在職期間に応じて平均給料月額の百分の五十を支給する條例を可決致しました。

五號　今金町住民登録施行條例設定についてで、七月一日全國一齊に行われた住民登録について、今後諸種のものに利用されるこの事務の処理について必要な事項を規定した條例であります。

六號　固定資産評價審査委員會の委員選任同意について可決。

七號　社團法人今金有線放送協會株式出資について、同協會の美利河、花石方面に事業擴張のため三十万円の株式を出資することに決定

八號　立木竹拂処分について字種川百七十三番地所在町有地内に林道開さくのため、同敷地となる土地にある立木は、工事施工上支障があるので調査の上特賣することに決定致しました。

以上の通り第十四回町議會の概況をお知らせ致します。

警察予備隊志願案内

詳細は役場へお問合せ下さい

警察予備隊は、我が國の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するという重大な使命を担つて、昭和二十五年八月發足以來滿二ケ年を經て編成、裝備とも逐一、志願者格好充實し漸く今日に及んだのでありますが、今秋八月から十月にかけて任期滿了により退職する者が約二万五千名と予想されますので今回当局では、次の要領により約三万名の隊員を全國一齊に募集することになりました。獨立後の日本の平和と秩序の維持に挺身しようとする青年諸君が奮つて志願されることを期待しております。なお、警察予備隊は十月十五日から保安隊に改編される予定で、採用者も十二、志願手續

1. 志願者は役場から志願票三通を受け取りこれに記入の上提出して下さい
2. 予備隊からは試驗の日時と場所を記入した受驗票が交付されますから当日

四、採用者の決定、入隊、

1. 合格の決定は十一月下旬で終ります。
2. 試驗は九月十日以後數日中に長万部町で行われます。

五、受付期間は、八月一ぱいです。

二月一日生れまでのもの

三、試驗

1. 試驗は身体檢査、簡單な筆記試驗（國語、算數社會）及び面接試驗で一日で終ります。
2. 勤務年限は二年で、二年の勤務年限を終了した時は約二万円の手当が支給されます。
3. 休日の外、年二十四日の有給休暇があり、片道百粁以上の者の歸省には一年に一回は汽車賃を支給されます。
4. 負傷、疾病については國の經費で治療されます

六、その他

前記の外、志願手續その他について不明の点がありましたら、遠慮なく役場へお尋ねください。なお、志願案内書もございますから申出て下さい



無駄をはぶいて貯蓄をしませう

お父さんもお母さんもみんなで実行して下さい

今年の一月末日で、こども銀行、こども郵便局、こども協同組合は北海道に二三六〇、参加生徒四〇七二八七人預金額二億四、三一五万六千円にもなつており、また貯蓄組合は北海道に五、五一五組合、組合員五九三、二二五人預金額六一億二、七二六万九千円となつております。

さて人の喜び悲しみには必ずお金が伴なつていることは誰でもが知つていることです。お金を正しく使い物を正しく利用することが幸福になる道であり、喜びを得る道であります。

貯金は使うための貯金であり、幸福になるための貯蓄です。戦時中のような貯蓄ではありません。

貯蓄する方法はたくさんあります。

●お金をたくさん儲けること
●むだ使いをしないこと
●物を大切に使うこと
●時間を大切に使うこと
●むだな交際をしないこと
●お祭り、おとむらい、結婚などをつつましくすること
●お台所、衣、食、住を科学的に改善すること
●その他いろいろあります

お金がないから貯蓄ができないと簡単にいう人はお金を正しく使つていない人です。

貯蓄組合に入ると十万円までの預金に対しては利子に税金がかゝりません。また郵便貯金は十万円まで預けられ、利子もよくなりました。

平和條約發効後の日本の眞の獨立は經濟の安定が根本です。

千里の道も一歩からということわざがあります。家も國も貯蓄で豊かになります。明るく住みよい郷土を建設するためこぞつて貯蓄組合に入りましょう。

家中そろってみんなで貯蓄



配給の窓

▼内地米十一日、外米四日計十五日分を配給中です

▼左記の重要産業には主食勞務加配されますから毎月二十日迄に手續きして下さい。

記

一人一日当加配量

一、鑛山精錬業（非鉄金属その他）二合五勺
二、道路運送業（荷馬車專業小運搬、輕車輛製造）二合
三、製材合板業、一合七勺
四、一般土建、二合
五、公共土建、二合
六、公共事業（開拓入殖者）三合
七、土石採取業（石材、砂利採取業）二合
八、保健衛生（保健所駐在保健婦）七勺
九、公衆衛生（清掃塵芥運搬）二合
一〇、警官（外勤警官）一合
一一、消防官吏、七勺
一二、林業施業計畫労務者一合五勺
一三、造林労務者、一合七勺
一四、國有林現場職員、一合三勺
一五、公共試験場現場勞務者（馬鈴薯原種農場）一合三勺
一六、畜産業（牛馬具製造）一合五勺
一七、日傭労務者、二合
一八、伐木業、三合
一九、製薪炭業（木炭、一合七勺、薪、二合）
二〇、林檢の現場職員、一合
二一、通信（郵政省關係、二合一勺、電信省關係、一合八勺）

◉林務だより

◆「緑の羽根」募金の五割五分が協力学校に還元せられて学校林経営に役立ちます。

◆「稚苗乾燥施設」には補助金が交付せられますから十月末日迄に申請して下さい。

◆森林の立木は左記の區分によつて届出又は許可を受けなければなりません。無断伐採は罰則がありますから注意して下さい。

記

一、適正伐期齢級～六十日前に届出書を提出する。
一、利用伐期齢級～三十日前に申請書を提出する。
△からまつ
利用伐期齢級～十六年（胸高直径四寸）
適正伐期齢級～三十一年（胸高直径六寸五分）
△其の他の針葉樹
利用伐期齢級～四十一年
適正伐期齢級～五十六年（胸高直径七寸）
△天然下種廣葉樹
利用伐期齢級～四十六年（胸高直径五寸）
適正伐期齢級～八十一年（胸高直径七寸）
△萌芽主体の廣葉樹
利用伐期齢級～十六年（胸高直径三寸）
適正伐期齢級～二十一年（胸高直径四寸）

◆自家の生活の用に充てる森林は特用林及び自家用林の指定申請書を提出して下さい。（五反歩以内）

◆造林地に指定せられて北海道林務部長から通知を受けた向は印章を持参で造林届を出して下さい。

◆森林愛護組合未設置部落は萬一に備えて組合を結成して下さい。

◆秋には特用樹（クリ、クルミ、ウルシ、コウゾ）を植えて農家の副收入を計りましょう（苗木の斡旋や補助金の申請は役場又は森林組合でいたします）

◆秋期造林の苗木や補助申請は早目に計畫手配いたしましょう。

◆八束町有林に水源涵養林、登滿別奥には三〇〇〇米の神澤林道が造成せられます。

◉商工だより

◆火薬類は爆發して危險ですから不法所持したり、無許可使用は絶對やめましよう。近く部内でも一件事故があつたので嚴重注意して下さい。

◆煙火打揚の手續や玩具用普通火工品販賣について も必ず許可を受けて事故を未然に防止して下さい。

固定資産評価についてのお願い

昨年度の固定資産評価にあたつては、各關係者並びに皆様の御協力によりました結果において、大きな成果があつたものと考えます本年度も固定資産評價基準が決まりましたので出來る限り御協力を願うことになります。

本年は、昨年度の評價が均衡がとれているところは新増築を除いて全般に比例補正率で評價する方針であり、昨年のように個々の實態に觸れないで評價したいと考えです。

但し、昨年の評價が不均衡のある地區並に個々につきましても勿論實地に評價を行いますので、昨年の評價の結果特に不均衡がありましたら忌憚のない意見を、九月十日まで役場財政係まで申出で下さるようお願い致します。

財政係

正しい選擧は

「公明選擧」という言葉を新聞やラジオでおきゝになつたことがありますか。

正しい民主政治の助長のため正しい選擧、明るい選擧を行う運動です。

今年は、教育委員會の委員、衆議院議員の選擧が行われる予定です。

選擧人の皆様はけがれのない正しい選擧と、棄權の防止に講和發効獨立を記念として以上のことに特別の御協力をつくされますよう希望いたします。

自轉車には洩れなく鑑札をつけませう

盜難防止と徴税事務の円滑を期するため去る六月下旬より自轉車鑑札の更新を行いましたが、まだ鑑札をとりつけないで使用している方が見受けられます。鑑札は徴税のための表示でもありますので現税自轉車は必ずなされないよう、三急で鑑札をとりつけて下さい。

遺族年金及び弔慰金受給資格

区分	遺族年金				弔慰金
	身分	軍人軍属	障害年金受給者	軍人軍属（遺族年金に同じ）	弔慰金支給上軍属とみなすもの
	在職期間	昭和一六年一二月八日以前又は昭和二〇年九月二日以降の未復員の期間	昭和一六年一二月八日以後に付いて遺族年金の在職期間に同じ	昭和一六年一二月八日以後に付いて遺族年金の在職期間に同じ	徴用者被害者 特別未帰還者
因死亡の身分者の戦役	死亡の原因	一 戦地勤務に基く傷病 二 恩給法上の公務上の傷病	公務上であつて且つ戦時災害に限る	公務上であつて且つ戦時災害に限る	特別未帰還の期間又は協力期間
	傷病の範囲	昭和二〇年九月二日以後の未復員の間における自己の責に期することの出来ない事由に依る傷病	年金又は恩給受給事由以外のしよう病	自己の責に期することの出来ない事由に依るしよう病	
支給金額		配偶者 年一万円 その他 年五千円	遺族年金に同じ	遺族年金に同じ	
遺族の範囲	共通事項	死亡者の死亡当時における左欄各遺族にして死亡者の死亡当時の生計維持又は生計同一の關係に在つたもの 但し左記を除く イ 重過失による死亡者の遺族 ロ 昭和二七・三・三一以前に權利消滅の條件に該当するもの	死亡者の死亡当時における左欄各遺族にして死亡者の死亡当時の生計維持又は生計同一の關係に在つたもの 但し左記を除く イ 重過失による死亡者の遺族 ロ 昭和七・三・三一以前に國籍を失つた者及び離縁によるもの ハ 禁錮以上の刑に処せられ昭和二七・四・二において服役中のもの	死亡した者一人に付き五万円（國貨） 同上
	配偶者	夫にあつては不具廢疾 （婚姻又は死亡者と同一生計維持の關係にあつた遺族以外の養子は除く）	死亡者の順位に依る 但し左記の者は除く イ 重過失に依る死亡者の遺族 ロ 昭和七・三・三一以前に國籍を失つた者及び離縁によるもの ハ 禁錮以上の刑に処せられ昭和二七・四・二において服役中のもの	死亡した者一人に付き三万円 同上	
	子	1 一八才未満で配偶者のないもの 2 不具廢疾 3 死亡者の死亡時の胎児は子とみなす	昭和二七・三・三一以前に遺族以外の者の養子となり又は遺族以外と婚姻（氏を改めない者は除く）したもの イ 昭和二七・四・一において遺族以外の養子となつている者は第⑦順位 ロ 死亡者の死亡時の胎児は子とみなす		
	父母	1 六〇才以上（婚姻したときは除く） 2 不具廢疾 3 配偶者なくその者を扶養する直系血族のないもの	死亡者の死亡時同一生計維持の關係のあつた者を先に同順位の時は養父母を先にし實父母を後にする 昭和二七・四・一において遺族以外の養子になつているものは第⑧順位		
	孫	1 一八才未満で配偶者なく且つ扶養する直系血族のないもの 2 不具廢疾で扶養する直系血族のないもの	父母の欄に同じ		
	祖父母	1 六〇才以上で扶養できる直系血族のないもの 2 不具廢疾で扶養できる直系血族のないもの	昭和二七・四・一において遺族以外の養子になつているものは第⑨順位		
	兄弟姉妹				
權利の消滅		死亡した時離縁により死亡者との親族扶養關係の終了した時その他前記各欄の遺族要件を失つた時			
支給停止		禁錮以上の刑に処せられる期間			
支給期間		毎年三月九日 但し二十七年度に限り一年分（月割計算をしない）を九月（その後の裁定はその年度）			

大藏省令で別に定められる

遺族年金弔慰金請求書類

請求書類＼區分	昭二六・三・八以前遺族年金のみ	昭二六・三・八以後弔慰金のみ	遺族年金弔慰金（昭16,12,8以後）		郷者在死		昭二六・三・八以前遺族年金のみ	昭二六・三・八以後弔慰金のみ	摘要
			遺族年金	弔慰金	遺族年金	弔慰金			
遺族年金請求書	○		○		○				
遺族選定申立書	○		○		○				同一人が二以上の年金を受ける權利を有する場合
遺族請求者選定届	○		○		○				同一の事由に依り年金を受ける權利者が數人ある場合
弔慰金請求書				○		○		○	昭16,12,8 以後死亡したものに限る
現認又は非實證明書					○	○			
戰事災害の證明書					○	○			
公務又は戰時災害證明書					○	○			現認又は非實證明書のない場合
戸籍抄本	○		○						弔慰金と合わせて受ける場合は必要
戸籍謄本				○	○	○		○	
事實婚姻に關する證明	○		○	○	○	○		○	
不具廢疾の證明書	○		○		○				
生活資料を得る事のできない旨の證明書	○		○		○				
扶養することのできる直系血族のない旨の證明書	○		○		○				
生活保護者ある旨の證明書				○		○		○	
障害年金又は恩給書（扶助料証書含む）	○		○		○				傷病賜金を受けた者は裁定通知書
症狀の經過書					○	○			
死亡診断書					○	○			
遺族年金證書	○		○		○				請求者が他の事由に依り遺族年金を受けている場合
印鑑票				○		○		○	
先順位者がない旨の申立書及びこれを證する戸籍抄本				○		○		○	

備考

1, 不具廢疾の證明書は請求者がそれぞれ18才以上の子又は配偶者を有する場合，60才未満の父母，18才以上の孫又は配偶者を有する場合60才未満の祖父母である場合です。

2, 生活資料を得ることのできない旨の證明書，上に同じ。

3, 扶養することのできる直系血族がない旨の證明書は，請求者が60才未満の父母，18才以上の孫又は配偶者を有する孫である場合及び，60才未満の祖父母である場合です。